

公 示 送 達 書

次の者は、送達を受けるべき書類が当市税務課に保管してありますので、
来庁のうえ受領してください。

地方税法第20条の2第1項の規定により公示します。

令和8年8月21日

山梨県上野原市長 村上 信行



書類の送達を受けるべき者

DUONG HUU HIEN

(注意事項)

地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を
経過したときに書類の送達があったものとみなされます。